

組 合 員 各 位

宮古漁業協同組合
代表理事組合長 山 根 秀 幸

令和6年度一共第106号漁場 まつも、ひじき、いわのり、
ふのり、ほんだわら、くぼがい、てんぐさ、つのまたの口開
けについて

令和6年度一共第106号漁場のまつも、ひじき、いわのり、ふのり、ほんだわ
ら、くぼがい、てんぐさ、つのまたの口開けを下記要領により実施することになり
ましたので、お知らせ致します。

**尚、令和5年12月19日開催の臨時総会で漁業権行使規則の一部変更が承認され、
同年12月25日に認可となりましたので、くぼがい(つぶ)を除く操業については、一共
第107号漁場でも操業可能となりました。**

(※くぼがい(つぶ)は、従来通り一共第107号漁場では操業出来ません。)

記

1. 操業日時

(イ) 期 間

○まつも、ひじき、いわのり、ふのり、ほんだわら、てんぐさ、つのまた
令和7年1月10日から令和7年6月30日まで開放

○くぼがい(つぶ)

令和7年1月10日から令和7年5月31日まで開放

(ロ) 時 間

日の出より日の入りまで

2. 採取漁具

まつも、ひじき、つのまた	【小刀】
いわのり、ふのり	【手つき、貝殻】
くぼがい(つぶ)	【鏡(使用は正午まで)、たも】
てんぐさ	【鏡(使用は正午まで)、突金(てんぐさ突)】
ほんだわら	【鏡(使用は正午まで)、撚棒、かま】

※ 指定漁具以外の使用厳禁

組 合 員 各 位

宮古漁業協同組合
代表理事組合長 山 根 秀 幸

令和6年度一共第107号漁場 まつも、ひじき、いわのり、
ふのり、ほんだわら、くぼがい、てんぐさ、つのまたの口開
けについて

令和6年度一共第107号漁場のまつも、ひじき、いわのり、ふのり、ほんだわ
ら、くぼがい、てんぐさ、つのまたの口開けを下記要領により実施することになり
ましたので、お知らせ致します。

**尚、令和5年12月19日開催の臨時総会で漁業権行使規則の一部変更が承認され、
同年12月25日に認可となりましたので、くぼがい(つぶ)を除く操業については、一共
第106号漁場でも操業可能となりました。**

(※くぼがい(つぶ)は、従来通り一共第106号漁場では操業出来ません。)

記

1. 操業日時

(イ) 期 間

○まつも、ひじき、いわのり、ふのり、ほんだわら、てんぐさ、つのまた
令和7年1月10日から令和7年6月30日まで開放

○くぼがい

令和7年1月10日から令和7年5月31日まで開放

(ロ) 時 間

日の出より日の入りまで

2. 採取漁具

まつも、ひじき、つのまた	【小刀】
いわのり、ふのり	【手つき、貝殻】
くぼがい(つぶ)	【鏡(使用は正午まで)、たも】
てんぐさ	【鏡(使用は正午まで)、突金(てんぐさ突)】
ほんだわら	【鏡(使用は正午まで)、撚棒、かま】

※ 指定漁具以外の使用厳禁